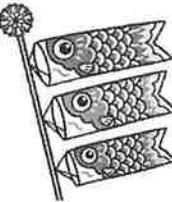




大家さんや地主さんに捧げるミニ情報誌  
**ホームメイト広島安芸店**  
(株)中野土地建物の  
**よもやま情報**

**4月 - 5月号**  
**発行日**  
**2024年4月**



＼知らないより知っていた方が断然いい！万が一に備えましょう！／

**また見たい！あの頃のよもやま情報！**

懐かしいちょうど10年前の2014年4月号のよもやま情報の一部を公開！  
よもやま情報を続けてもう20年？25年？もう社長も覚えていないほど昔からお世話  
になっている大家さんにはお送りしております。昔にお伝えした情報も、今だからこそ役  
に立つ情報もあるかもしれません。是非ご確認ください。

参加者100人越えの大人気プレゼント企画☆



応募期間：4月2日(火)～4月21日(日)

当選者人数・・・

毎回たくさんのご応募いただきありがとうございます。  
今回は特別に当選入数を増加させていただきました。



6号机

販売店やコンプライズ  
2010年5月4日(土)14:05



6名模

サンフレッチェ広島  
開幕日:4月28日(日)14:00



8名機

Wチャンス賞  
スター・バックスカード(500円)



【抽選結果】4月23日15時00分

抽選結果は全員にメールにてご連絡します。

当選者は24時間以内にメールにてご返信をお願いいたします。ご返信がない場合は落選となりますのでご了承ください。

☆今月号のどこかに応募方法の記載があります☆

#### キャンペーン応募方法

**STEP  
01** | 今月号のどこかに応募方法の記載があるので探してください

**STEP 02** リンク先に必要事項を入力!  
必ずメールアドレスと住所を  
お間違いないようご記入ください

**STEP  
03** | 抽選結果の日は必ず  
メールを確認ください



地主さん大家さんにささげる、ミニ情報誌



ホームメイト広島安芸店

(株)中野土地建物の

## よもやま情報

4月号

発行日2014年4月

### 今月のトピックス

## 自力救済条項について

賃貸借契約書において、例えば「賃料を滞納した場合には、賃貸人は、本件建物内に立ち入ることができるものとし、賃借人はこれに異議を述べない。」と定められていることがあります。はたして、これらの条項に基づき、賃貸物件への立ち入りを行うことは、当事者間で合意されたことを実行しているものとして許されるのでしょうか。

最高裁の判例においては「私力の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律に定める手続きによったのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許されるものと解することを妨げない。」と判断されており、原則として違法であり、極めて例外的に適法となり得るとの判断が示されています。

最高裁が判断した事件においては、前述のような定めが契約書に定められていない事案でしたが、その後の裁判例において、自力救済を定める条項は、「権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合」以外は、公序良俗に反するものとして定め自体が無効と判断されることがほとんどです。

しかしながら、例外的に認められた事例も少ないので存在します。例えば、東京高裁昭和51年9月28日判決では、既に休業中であった店舗について、契約成立後約半年の時点で賃料の滞納が始まり、1年以上の賃料が滞納されたため、契約解除の通知を送付したも



APRIL  
滞納物件への賃貸人の立ち入りは双方合意の上でも基本的に違法

の、特段の連絡もなかったので、入室を禁じる旨告示書を建物に貼り付けたうえで、鍵を交換したところ、賃借人が鍵を破壊して入室した事案において、「従来の行動等から、控訴人（賃借人）に対する信頼の念を全く失い、・・・自己の権利を実現して損害の拡大を防止し、あわせて保安上の問題をも解決する必要があるとの考え方から前記のような措置に出たものと推認され、・・・賃貸人の権利行使として社会通念上著しく不相当なものとまではいえない」と判断されました。

実務上は、合意の有無によって自力救済の可否が左右されることではなく、実際に立ち入ることを決断した事情等が重視されざるを得ず、自力救済が認められる範囲は極めて限定的になりますので、法的手続きを経て建物明渡を速やかに行うべきでしょう。

# 解決！地主・家主の疑問Q&A

## テナントからの中途解約はできるのか

弊社は、5階  
建ての貸しビル  
棟の各フロアをテ  
ナントに賃貸するにあたり、約期間中の賃料収入を予定  
すべて定期借家契約にて次  
のように賃貸しました。

1階はA社に事業用とし  
て賃貸  
2～5階の各フロア（約

100m<sup>2</sup>）はそれぞれ個人  
B氏らに居住用として賃貸  
弊社としては、所定の契  
約による縮小を理由に、ま  
たB氏からは勤務先をリス  
トラされ家賃が支払えない  
ことを理由に、中途解約の  
ことは全く定められておりま  
せん。しかし、契

A社は中途解約  
できませんが、B

氏の中途解約は法  
的に可能ですので、貴社は、  
B氏の解約には応じなけれ  
ばなりません。

して中途解約はできません。  
しかし、借地借家法38条  
5項は、居住用の定期借家  
契約については、賃借する  
床面積が200m<sup>2</sup>未満であ  
れば、転勤、療養、親族の介  
護その他のやむを得ない事  
情により生活の本拠として  
の使用が困難となつた場合  
は、賃借人は中途解約でき  
るものと定めています。

定期借家契約の賃貸人  
としては、契約期間中の確  
実な賃料収入を計算に入れ  
て契約をしますので、中途  
解約されてはたまりません。  
もちろん定期借家契約に中  
途解約の定めをあえて設け  
ている場合であれば、賃借  
人はこれにより中途解約で  
きますが（といつても賃主  
の損失防止のために借主に  
一定の損害金を支払わせる  
定めを置く例もあります）、  
そうでない限りは、原則と

項）。

一方、事業用で賃借する  
A社としては、原則どおり、  
中途解約はできません。た  
だ、このようにA社が解約  
できない事態を放置しても、  
賃料不払いを起こされでは、  
却って貴社としても困りま  
す。

この点、賃借人は、支払能  
力等の十分で賃貸人が認め  
る第三者に賃借権を譲渡で  
きるとか、そうした第三者  
との賃貸借契約の成約の場  
合には、中途解約できる等  
の特約をする場合もあります。  
こうした特約があれば、  
これにより解決することに  
なります。しかし、こうし  
た特約がなくとも貴社は、  
A社と善後策を協議する  
ことをも考えた方がよいで  
しょう。

して、テナントの中途解  
約による損失をカバーする  
ために、契約の中に、テナ  
ントの中途解約を認めない趣  
旨で、「賃借人Bが中途解  
約をする場合は、残存期間  
の賃料を支払う」とのベナ  
ルティ特約を設けたいとこ  
ろでしょう。

しかしながら、そうした  
中途解約の制限の条項は、  
借地借家法38条5項に反し  
ます。しかし、それは、  
賃借人に不利な特約として  
無効となります（法38条6



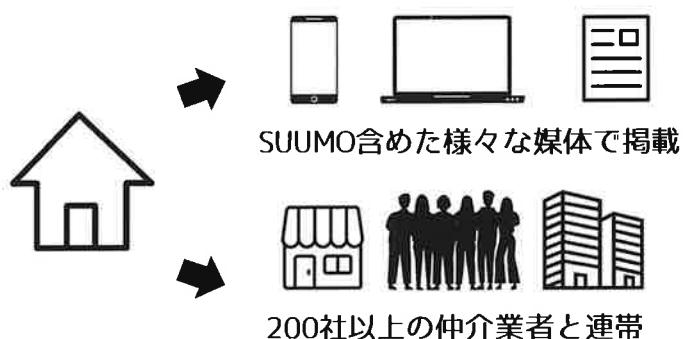


大家さんからお預かりした大切な資産を大家さんに代わり管理させていただきます。

## ◆ 弊社での物件紹介の流れ ◆

知っているようで知らない弊社の管理物件に関する流れを簡単にご紹介させていただきます。  
管理会社がたくさんある中、弊社のことを知っていただき候補にいれていただけますと幸いです。

### ◆ #01 200社以上の業者と共有



弊社では、以下のような集客を行います。  
契約が早く決まるよう動いています。

★インターネット掲載(複数メディア)  
★新聞折り込み、店内への張り出し  
★SNS(LINEやインスタ等)での広告  
社内で物件を囲い込むような事はせず  
他社仲介業者とも連帯を取り入居率を  
アップさせていきます。

### ◆ #02 相場より安い管理費



弊社は広告費以外は余計なものを取っていません。他者さんでは広告料とは別の名前の費用がかかる場合や契約時に10万以上払うこともあります。また管理手数料の平均は5%~8%+消費税です。まれに10%+消費税のところもありますが、弊社は居住用物件の場合、平均より低い3%+消費税で管理させて頂いております。

### ◆ #03 入居から退去までのサポート



入居するに当たって、どんな方が入居するのかなと不安になる事もあると思います。入居後のトラブルは無さそうかなど主に人柄を見る審査を行っております。契約前審査を行う事で、入居後のトラブルを事前に防ぐ事もできます。また入居中に関しても、トラブル発生時には迅速に対応しております。手配する業者も、長年お世話になっていて丁寧にしっかりと対応して頂ける業者さんばかりなのが安心ください。

# 社長の 独り言



安芸区瀬野には「みどり坂」という団地があり、私も13・14年ぐらい住んでいます。別名「スカイレールタウンみどり坂」! その「スカイレール」が4月末にて営業を終了します。その後、電気バス「中型EVバス」に切り替わりますか、移行期間として、既にバスの運行が始まっています。中型バスなので圧迫感もなく、バス停でバスが停車した様を、道路の中央線をはみ出すことなく追い越していくこともあります。坂道のある団地で、見通しはよく、道路幅も広く、直線の距離も長いので、車によつては結構スピードを出す車もありますが、このバスがベースメーカーのような感じとなり、団地内の車のスピードが和らいで、より安心して生活できるようになつたような気がします。このバスの大きさ、色スピード感、EVなどなど、個人的には団地にピッタリフィットしていると思います。私も通勤時に、時々スカイレールを利用していましたが、確かに早いんですね。スカイレールが到着して、JRに乗り換える時間もあり余裕がなく、小走りでホームに向かうことが多いのですが、「このバスだとそういうこともない」と思います。息子が高校生の時は、サッカー部で鍛えた脚力をフルに使い、玄関を出て、スカイレールを見つけると、走って飛び乗つた?「とも思い出されますが、バスのほうが親としても安心です。私の子育ては終了しましたが、団地内の信号、横断歩道も増えたいま、より安心して子育てできる環境になり、団地内の雰囲気も、EVバス運行のおかげで、穏やかな空気感となっていましたので、これから子育て世代の方や、落ち着いて生活したい方などへもおすすめできる団地です。

今月の一冊はお休みです  
来月号から復活します☆

最後まで読んでください、ありがとうございました。プレゼント企画の応募方法を下記にてご説明いたします。



## ①公式ラインから簡単応募

公式ラインの「キャンペーン」という部分をタップいただきそちらから手順に沿ってご応募ください。

※左QRコードから公式ラインにアクセスできます。

## ②ラインをしていない方はメールからもご応募OKです

下記のメールアドレスにプレゼント応募希望というメッセージと名前をお送りいただきましたら、応募ページのご案内をお送りさせていただきます。

homemate@nakano-tt.co.jp ※メールがない方はFAXやお電話でも可能です○

- ・会社名 ホームメイト広島安芸店 株式会社中野土地建物
- ・提供できるもの 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、その他ご相談
- ・モットー 「お客様のニーズを満たし喜んでいただくこと」「お客様に常にいい気分でいていただくこと」
- ・会社の場所 〒739-0321  
広島市安芸区中野五丁目17-6 (JR中野東駅前)

E-mail  
URL

TEL (082) 892-3791 FAX (082) 892-3825  
homemate@nakano-tt.co.jp  
<https://www.nakano-tt.co.jp>

今月も読んでいただきありがとうございました。当店のGW休暇は5月1日(水)~5月5日(日)です。

